

備考
 1 届出人の氏名及び住所又は居所の変更があつたとき、及び利用の廃止をしたときは、その旨を差出新便局の長に申し出ること。
 2 この用紙は、日本工業規格B5とすること。

料金の区別	料	金額
一 電子郵便物		六十円
二 電子郵便料		
イ 第三条に規定するもの	内容たる文書の枚数が一枚のもの 内容たる文書の枚数が一枚を超え るもの	四百四十円 一枚を超える一枚ごと に三百円の割合で 算出した額を四百四 十円に加えた額
ロ 第十三条に規定するもの		
(イ) 郵政省において作製した 封筒を使用するもの	郵政省において作製した通信文用 紙一枚のもの	二十五円
(ロ) 私製封筒を使用するもの	郵政省において作製した通信文用 紙二枚のもの 私製の通信文用紙一枚のもの 郵政省において作製した通信文用 紙一枚のもの	二十五円 十八円 十五円
四 印刷物を同封するもの	私製の通信文用紙一枚のもの 私製の通信文用紙二枚のもの	十三円 十六円

告示

○厚生省告示第九十六号
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 (昭和四十五年法律第二十号) 第七條第一項第一
 号の規定に基づき、同号の講習会として、昭和六
 十年五月二十八日次のものを指定した。
 昭和六十年六月七日

- 一 講習会を行う者
財団法人ビル管理教育センター(東京都千代
田区丸の内一丁目五番一号)
- 二 講習会の科目及び時間数
建築物衛生行政概論 十時間
建築物衛生行政概論 八時間
建築構造の概要 十二時間
室内環境の衛生

三 講習会の会場
 (一) 東京会場
山王グラウンドビル二階(東京都千代田区永
田町二丁目十四番二号)
 (二) 大阪会場
西阪急ビル地下一階(大阪府大阪市北区芝
田二丁目一番十八号)
 (三) 沖縄会場
沖繩ハイッ二階大ホール(沖縄県那覇市曙
三丁目十六番一号)
 (四) 札幌会場
北海道経済センタービル九階研修センター
(北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地)

- 室内環境の管理 二十六時間
給水及び排水の管理 二十時間
清掃 十六時間
わづみ、こん虫等の防除 八時間

四 名古屋会場
名古屋港海会館(愛知県名古屋港区入船
二丁目一番十七号)
 福岡会場
福岡会館(福岡県福岡市博多区博多駅前
南近代ビル(福岡県福岡市博多区博多駅前
四丁目二番十号))
 仙台会場
宮城県青年会館三階大会議室(宮城県仙台
市幸町四丁目五番一号)

- 講習会の期間
ア 昭和六十年七月十日から同年七月三十日
まで
イ 昭和六十年九月十一日から同年十月三日
まで
ウ 昭和六十年十二月四日から同年十二月二
十四日まで
エ 昭和六十年七月八日から同年七月二十七
日まで
オ 昭和六十年十二月二日から同年十二月二
十一日まで
カ 沖繩会場
昭和六十年八月二十三日から同年九月十日
まで
キ 札幌会場
昭和六十年九月九日から同年十月一日まで
ク 名古屋会場
昭和六十年十月十一日から同年十一月一日
まで
コ 福岡会場
昭和六十年十一月八日から同年十一月二十
九日まで
ク 仙台会場
昭和六十一年一月二十三日から同年二月十
三日まで

別表第一の1の項検査する数量の欄を次のよう
に改める。
 五〇%以上(法第六條の検査証明書又は
その写しがない場合は全量)切花につき
検査証明書に輸出国の政府機関による検
査を確認した旨の植物防疫官の付記がな
されている場合は一%以上)

○運輸省告示第二百五十五号
 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障
害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政
令第二百八十四号)第十三條の規定に基づき、昭
和四十二年運輸省告示第三百八号(航空機の騒音
の強度及びひん度に関する告示)の一部を次のよ
うに改正する。
 昭和六十年六月七日
 運輸大臣 山下 徳夫
 「精神薄弱児通園施設」の下に、「身体障害者授
産施設」を加える。
 ○運輸省告示第二百五十六号
 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障
害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政
令第二百八十四号)第十三條の規定に基づき、昭
和四十二年運輸省告示第三百九号(公共用飛行場
周辺における航空機騒音による障害の防止等に関
する法律施行令第四條第二号の運輸大臣の定める
人数を定める件)の一部を次のように改正する。
 昭和六十年六月七日
 運輸大臣 山下 徳夫
 「第四條第四号」を「第四條第五号」に改め
る。
 ○運輸省告示第二百五十七号
 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障
害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政
令第二百八十四号)第三條ただし書の規定に基づ
き、昭和四十五年運輸省告示第六十号(教育施
設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割
合を定める件)の一部を次のように改正する。
 昭和六十年六月七日
 運輸大臣 山下 徳夫
 別表学校、乳児院、保育所、精神薄弱児施設、
精神薄弱児通園施設、精神薄弱者更生施設、精神
薄弱者授産施設の項中「精神薄弱児通園施設」の
下に、「身体障害者授産施設」を加える。